

トピックス

- 金誠同達、『Asialaw Profiles』2024 年度アジア法律大賞を獲得
- 金誠同達、七つの区域で『China Business Law Journal』2024 年度卓越法律事務所大賞を獲得

法令速報

- 「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2024 年版)」、公開される
- 全国人民代表大会常務委員会、「法定定年退職年齢の漸進的遅延の実施に関する決定」を公開
- 国務院、「オンラインデータセキュリティ管理条例」を公布
- 最高人民法院、『中華人民共和國民法典』権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)」を公開

弁護士コラム

- 仲裁か、それとも、訴訟か——企業はどのように賢明な争議解決方法を選べばよいのか——(後編)

金誠同達、『Asialaw Profiles』2024 年度アジア法律大賞を獲得

アジア地区の権威ある法律メディアである『Asialaw Profiles』は 2024 年 9 月 26 日、マレーシアのクアラルンプールにて開催された授賞式において同メディアの主催する「2024 年度アジア法律大賞」(Asialaw Awards 2024)の受賞リストを公開し、金誠同達は良質の法律サービス、クライアントの皆さまからの高いご評価、および突出した業績を基に、し烈な競争を経て「クライアント選択賞——中国年間最優秀法律事務所」(Client Choice Awards——China Firm of the Year)の栄誉にあずかりました。

アジア法律大賞 2024(Asialaw Awards 2024)の趣旨はアジア地域を網羅する 20 の司法管轄区内の

法律事務所が 28 の執務分野と業界分野において収めた卓越した功績の表彰に置かれています。各賞の選考過程におきましては『Asialaw Profiles』が調査と研究を通じて収集した客観的なデータとクライアントからのフィードバックを基に、革新的な能力や取引の複雑さの程度・影響力等の要素が総合的に考量されています。金誠同達の同賞の獲得におきましてはクライアントの皆さまから金誠同達への厚いご信頼と力強いご支持が体现されており、これは金誠同達の高水準の法律サービスの品質と密に関連しています。

金誠同達、七つの区域で『China Business Law Journal』2024 年度卓越法律事務所大賞を獲得

国際的に著名な法律雑誌『China Business Law Journal』は 2024 年 10 月 15 日、2024 年度の「卓越法律事務所大賞（区域賞）」を公開し、金誠同達は専門分野における確かな実力と高い評判を基に**深セン・合肥・江蘇・広州・成都・東北・西安**という計七つの地域において「卓越総合実力法律事務所大賞」の栄誉にあずかりました。

『China Business Law Journal』2024 年度「卓越法律事務所大賞」区域ランキングリストの選考過程におきましては、授与対象を確定するために各法律事務所のここ一年間における傑出した取引・事例や公の注目を集めたその他の成果が考察されているとともに、企業の高級管理職員と法務部からの推薦や評価も総合的に考量されています。金誠同達の多くの区域における同賞の獲得をもちまして金誠同達の全国的な多くの国家経済発展戦略区域における他者に先駆けた法律サービスの能力がより一層実証されています。

「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）」、公開される

国家発展改革委員会と商務部は 2024 年 9 月 6 日、「第 23 号令」の全文の公布を通じて「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版）」を公開した。同リストは 11 月 1 日から施行され、これに伴い「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」は廃止される。

2024 年版の全国外資参入ネガティブリストにおいては外資制限措置が 31 条から 29 条まで減少しており、「出版物の印刷は中国側が支配しなければならない。」という条目、および「漢方煎薬の蒸煮法・炒法・炙法・煨法等の炮製技術の応用および漢方製剤の秘密処方せん医薬品の生産への投資は、これを禁止する。」という条目の二つが削除されており、これをもって製造業の分野における外資参入制限措置のゼロ化が実現されている。ネガティブリスト対象外の分野を対象としては内外資一致の原則に従った管理が行われ、国民待遇が外商投資企業に与えられる。

2024 年版全国外資参入ネガティブリストの公開をもって中国政府の改革開放の更なる深化および外商投資企業発展の促進に向けた決意と意志が表明されている。

（法規原文：https://www.gov.cn/zhengce/202409/content_6973047.htm）

全国人民代表大会常務委員会、「法定定年退職年齢の漸進的遅延の実施に関する決定」を公開

第十四回全国人民代表大会常務委員会第十一次会議においては 9 月 13 日、「全国人民代表大会常務委員会 法定定年退職年齢の漸進的遅延の実施に関する決定」（以下「決定」）が審議を通じて可決

されたほか、「国务院 法定定年退職年齢の漸進的遅延に関する弁法」も承認されており、一連の流れには中国における法定定年退職年齢漸進的遅延政策の正式な始動が象徴されている。

「決定」においては、2025 年の 1 月 1 日以降、元の法定定年退職年齢が満 60 歳であった男性労働者の法定定年退職年齢は、4 か月を経るごとに 1 か月間遅延されて満 63 歳まで段階的に遅延され、元の法定定年退職年齢が満 55 歳であった女性労働者の法定定年退職年齢は、4 か月を経るごとに 1 か月間遅延されて満 58 歳まで段階的に遅延され、元の法定定年退職年齢が満 50 歳であった女性労働者の法定定年退職年齢は、2 か月を経るごとに 1 か月間遅延されて満 55 歳まで段階的に遅延される、という旨が規定されている。

2030 年の 1 月 1 日からは 10 年の期間を経て、従業員が月々受給する基本養老保険金の養老保険料最低納付年数が、現在の 15 年から 20 年まで段階的に引き上げられ、毎年 6 か月間引き上げられる。従業員は養老保険金の受給条件である養老保険料最低納付年数を満たした場合には、柔軟な早期定年退職を任意に選択することができ、繰上年数は最長でも 3 年を超過せず、定年退職年齢は男性労働者満 60 歳および女性労働者満 55 歳または満 50 歳という元の法定定年退職年齢を下回ることができない。

(法規原文: https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202409/content_6974294.htm)

国务院、「オンラインデータセキュリティ管理条例」を公布

「オンラインデータセキュリティ管理条例」(以下「条例」)は 2024 年 9 月 24 日、正式に公布された。「条例」は 2025 年 1 月 1 日から施行される。全 9 章、64 条から成り、これには主に以下の内容が含まれている。

1. 個人情報保護規定の細分化

- ・個人情報処理規則および遵守を要する具体的な規定の明確化
- ・個人の権利行使を支持する簡便な方法・ルートの提供のオンラインデータ処理者への要求
- ・個人の合理的な請求を制限する不合理な条件の設定の禁止

2. 重要データセキュリティ制度の完全化

- ・重要データ目録制定職責への要求の明確化
- ・オンラインデータ処理者の重要データ識別・申告義務に関する規定
- ・オンラインデータセキュリティ管理機構とオンラインデータセキュリティ責任者の責任に関する規定
- ・重要データリスクの評価への具体的な要求の明確化

3. オンラインデータ越境セキュリティ管理規定の合理化

- ・オンラインデータ処理者が個人情報を中国国外に提供することのできる条件の明確化
- ・締結・参加した国際的な条約・協定に従った個人情報の中国国外への提供可能化に関する規定
- ・関連地区・政府機関によってそれが重要データであるものと告知または公表されていない場合におけるそのデータを重要データとみなしたデータ越境セキュリティ評価申請の不要性に関する規定

4. オンラインプラットフォームサービス提供者の義務の明確化

- ・オンラインプラットフォームサービス提供者、第三者製品・サービス提供者などの主体のオンラインデータセキュリティ保護への要求に関する規定
- ・自動化された意思決定の方法を通じた個人を対象とする情報プッシュ送信実施上の規則の明確化
- ・大型オンラインプラットフォームサービス提供者の個人情報保護の面における社会的責任に関する年度報告書の公開やオンラインデータ越境セキュリティリスクの防止などへの要求に関する規定

「条例」においては「オンラインデータの処理」を核心としてデータセキュリティ保障、個人情報保護、重

要データセキュリティ、データ越境管理などの多くの面が網羅されており、「条例」はデータコンプライアンスの分野における重要な役割を担っている。

(法規原文: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202409/content_6977767.htm)

最高人民法院、『中華人民共和國民法典』権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)を公開

最高人民法院は 2024 年 9 月 25 日、『中華人民共和國民法典』権利侵害責任編の適用に関する解釈(一) (以下「解釈」) を公開した。「解釈」は 9 月 27 日から施行される。「解釈」は全 26 条から構成されており、企業にかかわる主な内容には次のものが含まれている。

1. 企業と労働関係を形成した労働者または企業の職務を執行するその他の人員の職務執行により他者に損害がもたらされた場合には、企業が権利侵害責任を負担しなければならない。

2. 労務派遣期間中、派遣労働者の職務執行により他者への損害がもたらされた場合において、権利侵害の被害者が権利侵害責任の負担を派遣元と派遣先に併せて請求したときは、派遣先が全責任を負担し、労働者の不当な選出・派遣、法令のとおり研修義務の未履行などの過失が派遣元に存在していたときは、責任を派遣先と共同で負担する。派遣元からの賠償費用の先行した支払後において自社に相応する責任を超過する部分については、これを派遣先に求償することができる。ただし、双方の当事者が別段の取決めを行っていた場合には、例外となる。

3. 製品上の欠陥の存在により財産的な損害が買主にもたらされた場合には、買主は欠陥製品自体の損害とその他の財産的損害の賠償を製品の生産者または売主に請求することができる。

(法規原文: <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/443891.html>)

仲裁か、それとも、訴訟か

——企業はどのように賢明な争議解決方法を選べばよいのか——

(後編)

弁護士 李 霆輝

争議を解決する上で考慮しなければならない要素の一つ: 専属的管轄

専属的管轄は中国の「民事訴訟法」における一つの重要な概念であり、これはいくつかの特定の類型の案件をただ特定の裁判所しか審理することができないことをいう。多国籍企業にとっては、専属的管轄規定に対する理解は、契約の条項における争議解決制度の合理的な設定と、争議に対する適切な法的解決の確保にも資することになる。

1. 専属的管轄と訴訟との関係性

中国における「民事訴訟法」の規定によると、特定の類型の案件にかかわる場合には、必ず専属的管轄権を有する裁判所がこれを審理しなければならない。これは例えば、不動産紛争をめぐって提起される訴訟は、不動産の所在地の裁判所がこれを管轄し、港湾作業において発生した紛争をめぐって提起される訴訟は、港湾の所在地の裁判所がこれを管轄する、というような例を挙げることができる。

専属的管轄は強制性と排他性を有しており、これにより中国の裁判所の専属的管轄に属する案件に対する中国国外の裁判所のいずれの管轄権も排除され、かつ、訴訟当事者間の合意の方法を通じた中国国内のその他の裁判所による管轄の選択、および法律上の一般的な地域における管轄や特別な地域における管轄

に関する規定も排除される。

一定の程度においては専属的管轄の規定により、案件に対する関連法の専門的な知識を有する裁判所による処理が確保され、これにより案件処理上の専門性と効率性が向上し、異なる裁判所の間における管轄権の不明瞭性をめぐる争議の発生が回避されている。中国における「民事訴訟法」においては、合意を通じて非涉外・涉外民事訴訟に対する管轄を設定する場合には、一律に専属的管轄に違反することのできないことが明確に規定されている。

2. 専属的管轄と仲裁との関係性

確かに専属的管轄は訴訟においては極めて重要となるが、仲裁を選択した場合には、専属的管轄は一般的には役割を果たさない。これはなぜかと言うと、それは仲裁は契約中の仲裁条項に依存し、当事者の私的自治に属しており、裁判所の管轄権にはかかわらないからである。仲裁を争議解決方法とする旨が契約に明確に取り決められている場合には、仲裁条項は一般的には中国の「民事訴訟法」における裁判所の専属的管轄を対象とする規定に優先して適用されるものと一般的には理解されている。

これはもしも双方の当事者が契約において仲裁を規定しているのであれば、争議は仲裁を通じて解決され、一方の当事者が仲裁の有効性に対する異議の提起または裁決の執行を試みない限りにおいては、裁判所の手続には入らない(すなわち、仲裁をめぐる合意が無効となった場合には、これにかかわる裁判所が依然として専属的管轄権を有する)ことを意味している。このような手配によってより高い柔軟性が企業に提供されており、実際の必要性に応じて最も適切な争議解決方法を選択することができるようになっている。

3. 専属的管轄と越境争議

越境取引にとっては専属的管轄と仲裁条項の設定は極めて肝要となる。実務においては多くの企業が国際仲裁機構と適用法を契約に規定するよう選択しており、これにより異なる国の裁判所・法律同士の間における管轄権の対立が回避され、一定の程度においては、ある中立的な第三者による争議の解決が確保されている。

中国も「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(昭和36年条約第10号)(通称「ニューヨーク条約」)への加盟国であり、この条約においては国際的な仲裁裁決の承認と執行の仕組みが規定されている。これにより一つの有効な法的枠組みが多国籍企業に提供され、仲裁裁決の中国を含む多くの国における執行の可能性が確保されている。企業は越境取引においては仲裁条項の合理的な設定を通じて専属的管轄を有効に回避し、争議解決の効率性と透明性を向上させることができる。

仲裁条項を設定するに当たっては、以下の数点に注意を払った上で、これにより仲裁における唯一の仲裁機構の対象性を確保して仲裁条項の無効化を回避し、すなわち、仲裁機構・仲裁地点・適用法を明確にするとともに、仲裁言語、仲裁員の人数、仲裁費用の分担、仲裁裁決の効力、および仲裁の範囲も、可能な限り明確にしなければならない。仲裁機構の公式サイト上には往々にして例示的な条項が掲載されているので、それをもって当事者の参考の用途に供することができる。

どのように賢明な選択を行えばよいのか？

仲裁か、それとも訴訟かを選択するに当たって企業は争議の具体的な状況と業務上の必要性に応じて合理的な選択を行わなければならない。以下のいくつかの肝要な要素は企業が賢明な解決策を練る上での一助となり得る。

1. **争議の性質・複雑性**：複雑な法的問題または営業秘密にかかわる争議をめぐる場合は仲裁がより適切な選択となる可能性がある。なぜならば、仲裁によって秘密保持性と柔軟性が提供されるからである。もしも争議が比較的明確な法的問題にかかわり、企業が幾層にも分かれた司法審査を通じて結果の公正性を確保するよう希望するのであれば、訴訟がより信頼に足る一つの選択肢となる可能性

がある。

2. **時間・コスト**: 仲裁手続は相対的に見ると効率的ではあるものの、費用が比較的に高い。訴訟手続は所要期間が比較的に長くなる可能性があるが、中国における訴訟費用は相対的に述べれば比較的に低い。企業は争議解決の切迫性と予算の状況に応じて実質的な必要性を最も満たし得る争議解決制度を選択しなければならない。
3. **執行力・国際的環境**: もしも争議が中国国内の資産にかかわるのであれば、訴訟の執行力がより有利となる可能性がある。一方、多くの国にかかわる越境争議をめぐっては仲裁の国際的な執行性がより有利となる。特に、「ニューヨーク条約」への加盟国間においては仲裁裁決の執行のほうが相対的に見るとより円滑である(当然のように、たとえ中国が同条約への締約国であったとしても、実務においては、中国国内において中国国外の仲裁裁決の承認と執行を申請するのは、依然として比較的に複雑である。))。

まとめ

仲裁を選択するのか、それとも訴訟を選択するのかにかかわらず、企業はいずれにせよ契約において争議解決条項を明確にしておき、これらの条項が企業の権益を有効に保護することができるよう確保しなければならない。中国において業務を展開されている日系企業の方々としては、実務の運営過程において、仲裁と訴訟の利点と欠点、および専属的管轄の法的規定を十分に理解し、越境争議を処理するに当たっては仲裁条項と適用法を合理的に設定した上で、これにより更に柔軟かつ有効な争議解決制度を企業に提供して自社の権益を十分に保護しなければならない。

企業は日中の言語、法律および商業的な文化に明るい弁護士との長期的な提携関係を確立し、弁護士からの協力を通して契約の起草段階において争議解決制度をめぐる十分な計画を遂行しておき、転ばぬ先の杖として、争議の発生時にはこれを迅速かつ効率的に処理し、争議による業務運営への影響を最大限に減少させ得るよう検討することができる。

(終)

-
- 本誌は無料で配布させていただきます。
 - お問い合わせやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
 - 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
 - なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>